

を以て當選とし、大中寅二氏に作曲を委嘱し、第三回全國保育大會において發表、最初の合唱をした。歌詞及び曲譜は別項の通りである。保育の會合に廣く用いられるのである。

## 日本幼稚園協會保育講習會

本會主催の恒例夏期保育講習會は、豫報の通り、七月二十一日から二十五日まで、東京、お茶の水女子大學において開催せられた。阪元彦太郎、齋藤文雄、牛島義友、戸倉ハル、菊池ふじの、及川よみの諸講師、熱心に講演と指導とにあたられ、全國から來會せられた九百の會員は、例年に變らない精勵と、特に、本講習に對する親愛とを以て、酷暑の五日間をものともせず、有意義に講習を了えられた。本會は、全講習員諸君の御健康を祝し、來年の夏の再會を今から楽しみ待つてゐる。

## 官廳公示連絡事項

### 資格のない幼稚園の先生と新免許狀

文部省から八月三十一日次の告示が出たが、これによつて八月三十一日現に幼稚園の教員として都道府縣監督廳に届出ている者は、免許法附則第四項によつて十八歳未満の者も新制高等學校を卒業しない者も（舊制中等學校を卒業しない者や小學校を卒業したのみの者でも）新免許狀（臨時免許狀）

の授與を受けることができるようになりました。（免許法施行法第二條第三十四號參照）その上免許法施行法第七條によつて、教育經驗年數と學校教育修業年數（その人の小學校から最終學校の卒業又は修了までの年數）とによる年數（施行法第七條第一項第七號、同第二項、參照）と、文部省令で定める講習の課程を修了すれば、教育職員檢定によつて更に上級の免許狀を得られる途もひらけるようになったわけです（文部省初等中等教育局、玉越事務官談）

文部省告示第一七三號

學校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一號）第百五條第二號の規定により、幼稚園助教諭假免許狀を有する者とみなすものを、次の通り指定する。

昭和二十四年八月三十一日

文部大臣 高瀬莊太郎

昭和二十四年八月三十一日現に幼稚園教員免許狀を有しないで、幼稚園教員の職にある者

### 教育用品の物品税免除について

物價の昂騰に伴う教育費の増大は、國民のひとしく困却するところであるが、これが軽減の一助として先回、文部省においては教育用品の物品税免除に關して左の通り大藏省側に申入れをなした。

發施第一一九號

昭和二十四年七月二十七日